農地転用(主なもの)手続きに係る添付書類一覧表

※ 条件によっては追加補正する場合があります。

	3条許可申請	4条許可申請（市街化調整区域内）	4条届出（市街化区域内）	5条許可申請（市街化調整区域内）	5条届出（市街化区域内）	例外転用届出（農業用施設等）	非農地証明
申請(届出)書 部数	1	2	1	2	1	2	1
農業委員(地区担当)の確認印	○	○	○	○	○	○	○
土地の全部事項証明書	○	○	○	○	○	○	○
住民票（謄=謄本　抄=抄本） ＊申請者（届出者）…△印は市外所有者に限る		△	△			△	△
＊(譲受人)	○謄						
位置図	○	○	○	○	○	○	○
字限図	○	○	○	○	○	○	○
隣接農地同意書		○	○	○	○	○	
水利組合同意書		○	○	○	○	○	
自治会長及び農会長同意書(△は新規就農者等)	△農会長	○		○			
事業計画書(建物・その他施設等)		○	○	○	○	○	
資金計画書		○		○			
営農計画書	○						
農地でなくなってから20年経過または災害による場合であることを客観的に証明する書面							○
始末書		既に形状が変わっている場合					
委任状	手続きを委任する場合（署名が必要） ※代理人の方は、委任状とともに代理人の方の本人確認書類をご持参ください。						

《参考：農地等の権利異動》

農地
- 権利移動の許可
  - 農地のままでの異動・・・・・・・・・・・・・・・農地法 第3条
  - 転用を目的とする権利移動・・・・・・・・・・ 農地法 第5条
    （市街化区域内は農業委員会への届出）
- 転用(権利移動を伴わないもの)の許可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 農地法 第4条
  （市街化区域内は農業委員会への届出）

※農地を転用する場合は、農地法以外にも農振法や都市計画法等他法令の許認可が必要となる場合があります。
これらの許認可等が得られる見通しがない限り農地転用の許可は行われません。